

特定医療費（指定難病）償還払いのご案内

償還払いとは

特定医療費（指定難病）の助成対象となる医療費について、受給者が医療機関等の窓口で支払った場合は、償還払いの申請を行うことで、大分県から助成対象額の払い戻しを受けることができます。

例えば、特定医療費（指定難病）受給者証の新規認定を受けた方が、受給者証が届くまでの間に、指定難病の治療を受け、医療費を通常の自己負担割合で支払った場合は、償還払いの対象となる可能性があります。

償還払いの手続きが必要な方は、受給者証がお手元に届きましたら、所管の保健所にご相談のうえ、下記書類をご提出ください。

償還払いに必要な書類

① 特定医療費（指定難病）請求書 様式第12号-1

・受給者と請求者が異なる場合は委任状欄への記入が必要です。

② 特定医療費（指定難病）証明書 様式第12号-2

・自己負担上限額の変更により償還払いが発生する場合は、自己負担上限額管理票で確認できるため、本証明書は不要です。

③ 受給者証の写し

④ 自己負担上限額管理票の写し

⑤ 預金通帳（金融機関名、振込口座情報の記載部分）の写しまたは申請時に提示

※受給者の死亡等により相続が発生する場合は別途書類が必要になりますので、管轄する保健所までご相談をお願いします。

償還払いの対象外となる費用について

下記の内容については償還払い対象外となりますのでご注意ください。

- ① 保険適用外の費用（差額ベッド代、文書料、自由診療分など）
- ② 受給者証に記載されていない病名や、認定された指定難病に付随して発生する傷病以外の治療（風邪や虫歯等）にかかった医療費
- ③ 入院時の食事（生活）療養費
- ④ 受給者証に記載された有効期間外の医療費
- ⑤ 指定医療機関以外で医療を受けた場合 等

申請から振り込みまでの期間について

償還払い申請後4カ月程度で振り込まれます。

ただし、医療機関への確認等によりさらに時間を要する場合がありますのでご了承ください。

申請先・お問い合わせ先

申請書は、受給者のお住まいの市町村を管轄する保健所に提出してください。

申請書提出先	住所	電話番号	管轄市町村
大分市保健所	〒870-8506 大分市荷揚町6-1	097-535-7710	大分市
東部保健所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511	別府市・杵築市・日出町
東部保健所国東保健部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127	国東市・姫島村
中部保健所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171	臼杵市・津久見市
中部保健所由布保健部	〒879-5421 由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660	由布市
南部保健所	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162	竹田市・豊後大野市
西部保健所	〒877-0025 日田市田島2-2-5	0973-23-3133	日田市・九重町・玖珠町
北部保健所	〒871-0024 中津市中央町1-10-42	0979-22-2210	中津市・宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	〒879-0617 豊後高田市是永町39	0978-22-3165	豊後高田市